
東海地震警戒宣言時の業務のお取り扱いについて

警戒宣言が発令された場合には、金融機関の業務のお取扱いは次のとおりとさせていただきますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

1.預金等のお取り扱い

- (1)窓口での業務のお取り扱いにつきましては、普通預金のお支払いを除く全ての業務のお取扱いを停止させていただきます。尚、普通預金のお支払いのお取扱いも来店中のお客さまのお支払いが終了次第停止させていただきます。
- (2)現金自動預払機(以下、「ATM」という。)につきましては、稼働する店舗と閉鎖する店舗がありますので、あらかじめ窓口(ステッカー)でご確認ください。
- (3)尚、避難対象地域内に所在する店舗につきましては、窓口及びATMともに普通預金のお支払いも含め一切の業務のお取扱いを直ちに停止させていただきます。

2.手形・小切手のお取り扱い

手形交換業務は停止させていただきますので、手形・小切手の決済等は平常時のお取扱いと異なることとなります。

詳細は窓口でお尋ねください。

3.その他

- (1)地震発生時の被害軽減化のため、店舗の主要シャッターは閉めさせていただきます。
- (2)休日、開店前または閉店後に警戒宣言が発令された場合には、窓口での営業の開始または再開は行いません。また、警戒宣言が解除されるまでの間は臨時休業とさせていただきます。尚、ATMにつきましては、稼働する店舗がありますので、あらかじめ窓口でご確認ください。
- (3)警戒宣言解除後または発災後の業務のお取扱いは開店の準備が整いしだい可及的速やかに再開させていただきます。
- (4)不明の点がございましたら窓口でお尋ねください。

静岡県東海地震臨時金融対策連絡協議会

2019年6月3日